

健診の種類 と対象者

健診の種類	検査内容	対象者 (令和4年3月31日現在)	健診費用(自己負担額)					
			集団健診(リ・フレなど)		個別健診(医療機関)			
			69歳以下	70歳以上	69歳以下	70歳以上		
生活習慣病を見つける	特定健康診査 (受診券が必要)	生活習慣病予防のための健診 診察・血圧測定・尿検査・血液検査(脂質・ 肝機能・血糖)・身体測定(身長・体重・腹囲※) など ※腹囲測定は、特定健康診査のみ実施	40歳以上75歳未満の人で特定健康診査受診券を持つ人 ★府中市国民健康保険に年度の中途中加入された方と生活保護受給者の方は、受診券はありませんが、基本健康診査として受診できます。					
	後期高齢者健康診査 (受診券は不要)	75歳以上の人など後期高齢者医療被保険者証を持つ人 (65歳以上で一定の障害があると認められた人を含む。)	府中市国民健康保険以外の健康保険に加入されている人は、加入している医療保険者にご確認ください。					
がんなどの病気を見つける	胃がん検診	エックス線検査	発泡剤とバリウム(造影剤)を飲み、胃の粘膜などをみるレントゲン検査	40歳以上の人	900円	無料	2,900円	無料
	胃がん検診	内視鏡検査	先端にレンズをつけた細長い管を、口又は鼻から挿入し、胃の粘膜などを直接みる検査	50歳以上の偶数年齢の人			4,000円	1,400円
	肺がん・結核検診	胸のレントゲン検査	40歳以上の人	200円	無料	800円	無料	
	大腸がん検診	便潜血検査(便中の肉眼ではわからない血液をみつけ、消化管からの出血を調べる検査)	40歳以上の人	500円	無料	500円	無料	
	乳がん検診	乳腺エコー検査	超音波により乳腺の状態を調べる検査	30歳から39歳までの女性	500円			
		マンモグラフィ2方向	乳房のレントゲン検査	40・42・44・46・48歳の女性	900円	900円		
		マンモグラフィ1方向		50歳以上の偶数年齢の女性	500円	無料	500円	無料
	子宮頸がん検診	子宮頸部や膣の視診・内診、細胞の検査	20歳以上の女性	600円	無料	600円	無料	
	骨粗しょう症検診	超音波等による骨密度の測定	40・45・50・55・60・65・70歳の女性	1,400円	無料	1,400円	無料	
	肝炎ウイルス検査	血液検査でウイルスの感染の有無を調べる検査	過去に受診したことがない 40歳から75歳までの人	700円	無料	特定健診と同時に実施 700円 特定健診と別で実施 1,700円	無料	
	前立腺がん検診	血液検査により前立腺の異常を調べる検査	50歳以上の男性	500円	無料	1,200円	無料	
	腹部超音波(エコー)検診	超音波により腹部の腫瘍や結石などを調べる検査	40歳以上の人			3,000円	無料	
	歯周病検診	口腔内診査	40・50・60・70歳の人 (治療中の人は除く。)			500円	無料	
19歳以上の国民健康保険被保険者 (国民健康保険税を滞納している世帯の人は除く。)					無料	無料		

検診費用の減額

次の1～4までに該当する人は、検診費用(胃内視鏡検査以外) **無料**になります。

5に該当する人は、すべての検診が **無料**になります。

検診の際に、各種証明書を健診当日窓口にて提示してください。

1 市民税非課税世帯の人

- 令和3年度非課税証明書(府中市健診用)
- 市役所税務課、上下支所総務係にて発行します。
- 「府中市健診用」とお伝えください。
- 無料で発行します。
- 令和3年度の非課税証明書の申請は、令和3年6月上旬から受付予定です。

2 重度障害者医療費受給者証をお持ちの人

- 重度障害者医療費受給者証

3 ひとり親家庭等医療費受給者証をお持ちの人

- ひとり親家庭等医療費受給者証

4 被爆者手帳をお持ちの人

- 被爆者手帳

5 生活保護を受けている人(すべての検診が無料)

- 被保護者証明書



【注意事項】
 どの健診も対象年度に1回のみ受けられます。全ての健診の受診期限は、今年度3月末日です。
 同じ年度内に重複して受診された場合は、費用を全額お支払いいただくことになりますので、ご注意ください。
 すでに医療機関でがんの治療中の方は、がん検診を受診できません。
 前年度に府中市の胃がん検診で内視鏡検査を受けた人は、今年度は胃がん検診を受診できません。

府中市の健診は、セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)における一定の取組に該当します。
 確定申告又は、市・県民税申告の際、この制度による控除を受ける場合は、**健診の結果票または領収書**が必要になりますので、申告されるまでは大切に保管してください。
 セルフメディケーション税制については、国税庁のホームページをご覧ください。